

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則第34条の規定に基づき、教職員が営利を目的とする会社その他の団体（以下「営利企業」という。）等に従事しようとする場合、会社、その他団体における地位及び許可の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において教員とは、就業規則第2条第2項の教職員をいう。

2 この規程において職員とは、就業規則第2条第3項の教職員をいう。

第2章 教員

(教員の兼業)

第3条 この規程において教員の兼業とは、報酬の有無にかかわらず、次の各号に掲げる職を兼ねる場合をいう。

- (1) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて行う講義、講演その他これらに準ずる発表を行う職
- (2) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学法人、公益法人及び法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職
- (3) 法律、法令、条例等により、国又は地方公共団体の行政機関に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職又はこれらに準ずる非常勤の職若しくは当該機関に必要な準じて置かれている職
- (4) 商業、工業、金融業等、利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、商業上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員の職又はその事業の職
- (5) 教員が自己の名義で、商業、工業、金融業を経営する職（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。）
- (6) その他理事長が必要と認めた職

(営利企業の役員兼業)

第4条 営利企業の役員兼業は、原則として許可しない。ただし、次に掲げる役員兼業については、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 技術移転事業者の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員等（以下「役員等」という。）を兼ねる場合（以下「技術移転兼業」という。）
- (2) 研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合（以下「研究成果活用兼業」という。）
- (3) 株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役を兼ねる場合（以下「監査役兼業」という。）

(技術移転兼業)

第5条 この規程において技術移転兼業とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他

の団体であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。）を実施するものをいう。

2 理事長の許可を受けて技術移転兼業を行う教員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 技術移転事業者の名称
- (3) 技術移転事業者の役員等としての職務内容
- (4) 技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

3 理事長は、技術移転兼業の終了した日から2年間は、当該技術移転兼業に従事した教員を、技術移転事業者との間に、物品購入等契約関係その他特別な利害関係等（以下「特別な利害関係等」という。）がある業務に従事させてはならない。

（研究成果活用兼業）

第6条 この規程において研究成果活用企業とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、教員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するものをいう。

2 理事長の許可を受けて研究成果活用兼業を行う教員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 研究成果活用企業の名称
- (3) 研究成果活用企業の役員等としての職務内容
- (4) 研究成果活用企業の役員等として職務に従事した日時等
- (5) 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

3 理事長は、研究成果活用兼業の終了した日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した教員を、研究成果活用企業との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

（監査役兼業）

第7条 理事長の許可を受けて監査役兼業を行う教員は、兼業の状況について、次に各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 株式会社等の名称
- (3) 株式会社等の監査役としての職に従事した日時等
- (4) 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

2 理事長は、監査役兼業の終了した日から2年間は、当該監査役兼業に従事した教員を、株式会社等との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

（営利企業の兼業）

第8条 営利企業の兼業は、当該教員の職務に密接な関連があり、法人の公共的・社会的役

割を全うする上で必要と認められる職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合で、次に掲げる兼業を除き、これを許可しない。

- (1) 公的な要素が強く、事業内容が営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- (2) 法人以外の機関が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で、従業員教育又は社会教育の一環として考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び研究開発をいい、技術の開発を含む。）
- (5) 公益性が強く、法令等で学識研究者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- (9) その他理事長が必要と認める場合

（許可期間）

第9条 教員の兼業を許可する期間は、原則1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

（許可の基準）

第10条 教員の兼業の許可を与える場合は、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 教員の職務と許可を受けようとする事業若しくは事務又は地位との間に特別な利害関係が生じないこと又は生じるおそれがない場合
- (2) 兼業に従事することにより、職務の遂行に支障が生じない場合
- (3) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じない場合
- (4) 兼業により、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない場合

2 大学等の入学試験に準備を目的として設置若しくは開講されている予備校又はこれに類する教室、塾等の講師等としての講義を行う場合は、これを許可しない。

第3章 職員

（職員の兼業）

第11条 職員が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする、その他の団体の役員、職員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利を目的とする私企業を営むことについては、理事長は、その職員の占めている職務と当該営利企業との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ営利企業に従事しても、職務遂行に支障がないと認める場合、その他法人の規則等に反しないと認める場合のほかはこれを許可しない。

2 前項の規定は、職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の役員、職員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他業務若しくは事務に従事する場合（地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条に定める特別職に属する職、国家公務員の職、地方公共団体の公務員の職、又は公共企業体の職にあわせてつく場合を含む。）の理事長の許可について準用する。

第4章 兼業の手続き等

(許可の申請)

第12条 第3条から第8条及び第11条の規定により許可を受けようとする教員及び職員は、あらかじめ兼業許可申請書(様式第1号)を理事長へ提出しなければならない。ただし、第3条第1号から第3号までに該当する場合はこの限りでない。

- 2 理事長は、前項の兼業許可申請書につき兼業許可、兼業不許可を決定しその旨の通知書(様式第2号)を交付する。

(短時間の兼業)

第13条 次の各号に掲げるいずれかに該当する兼業については、第12条の規定にかかわらず、あらかじめ兼業従事届出書(様式第3号)を理事長に提出することをもって従事することができる。

- (1) 1日限りの兼業である場合
- (2) その他理事長が別に定める場合

- 2 理事長は、前項の届出に際し、必要と認める場合は、兼業に従事させず、又は従事する日等の変更を求めることができる。

(勤務時間をさく場合)

第14条 この規程による理事長の許可又は届出をする際勤務時間をさくことについて承認を同時に行う場合は、許可申請書又は兼業従事届出書の左欄に「下記のとおり勤務時間をさくことについての承認をあわせて申請する。」旨を書き添え、そのさく時間数を明記しなければならない。

(勤務時間の取扱い)

第15条 兼業の従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、勤務時間をさいて兼業に従事することができるものとする。
- 3 前項の規定により勤務時間をさいて兼業に従事した時間については、給与を減額する。ただし、当該兼業が本学の業務運営に資する場合又は兼業する教員及び職員の職務と密接に関連し職務に資する場合並びにこれに準ずる場合で理事長が認める場合はこの限りでない。

(許可の取消し等)

第16条 理事長は、この規程により従事した兼業について、その許可をした事項の全部又は一部の存続が、その教職員の職務遂行上適当でないとき認めるときは、その許可の全部又は一部につき、これを取り消すことができる。

(事業の報告)

第17条 理事長は、必要に応じて、許可を与えた教員に対して、兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月6日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

兼業許可申請書

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 様

所属

職名

氏名

生年月日

職務以外に次のとおり従事したいので、許可くださるよう申請致します。
また、次のとおり勤務時間をさくことについて、あわせて許可くださるよう申請致します。

記

- 1 従事しようとする事業所又はこれに準ずるものの名称
- 2 所在地
- 3 事業内容
- 4 従事する地位及びその内容
- 5 期間
- 6 勤務時間をさく時間数
- 7 報酬の有無（その額が明確でないときは見込額）

年 月 日

氏名

印

兼業許可通知書

職名
氏名
生年月日

年 月 日に申請のあった に従事することについては次の条件を付してこれを許可する。

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長

記

- 1 申請のあった事実が事実を相違していると認めるとき又は職務遂行上支障があると認めるときはその許可を取り消すものとする。

兼業不許可通知書

職名
氏名
生年月日

年 月 日	許可した 申請のあった	に従事することについて、 次の理由で
これを	許可しない。 取り消す。	

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 印

兼業従事届出書

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 様

所属

職名

氏名

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員兼業規程第13条第1項の規定により、届け出ます。

1 従事しようとする業務について

- ① 団体名
- ② 従事予定日
- ③ 従事時間

2 その他参考事項

- ※ 依頼文書等を受けて、従事する場合は、その文書の写しを添付すること。
兼業に関して参考となる文書があれば添付すること。